

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>(7) 海の日について 国民の祝日である「海の日」の意義を踏まえ、様々な主体による海洋に関する取り組みが海の日において活発に実施されることを通じて、国民の間に広く海洋についての理解が深まるよう、関係者間の連携の強化、情報の積極的な提供等により、海の日行事の実施及び参加の促進に努める。 祝日は我が国では年間13日設けており、国民の意識の統一のための運動や経済活動への支援という側面を持っている。海洋基本法に定める集団としての国、地方自治体、海洋産業、一般国民として、国民の啓発のために、海の日に行うべき活動計画を具体的に提示して国民運動として位置づける必要がある。 国及び地方自治体は、関係職員を動員して海の日に関する行事計画を策定し、広く国民を参加させる計画を策定する。 外航海運、内航海運で働く船員、漁業に従事する船員、官公庁船で勤務する船員、海洋の余暇を楽しむ余暇参加者、それらの周辺でサポート、管理、ビジネスに従事する産業で働く人々、団体、海洋を愛する人々の意識を総合的運動に結びつける計画を立案し、実行する。その運動に参加する人々の動員目標を国民の10パーセント、1,000万人とする。 海の日運動について、海外にアピールすることにより、我が国の外交施策の支援活動と位置づけ、予算措置や行動計画を策定する。</p> <p>(8) 総合的・計画的な連携・協力 以上の様々な連携や協力の実現のためには、具体的な目標と、スケジュールの作成、その公表、参加者の募集などシステム作りが必要である。</p>	

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
322	第3部 3		<p>3 施策に関する情報の積極的な公表 海洋及び海洋に関する施策の現状については、インターネット等を通じて随時公表する。さらに、毎年度、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策を取りまとめ、適切な方法により公表する。 海洋政策については、極めて幅の広い施策であり、成果も国民の目に触れ難いものもあるので、情報の公開は極めて重要である。</p> <p>(1) 総合海洋政策本部の施策の公表について 定期的なかつ頻繁な公表が必要である。マスコミの活用と共に、関係省庁、地方自治体、海洋産業、一般国民への周知が重要である。</p> <p>(2) 参与会議の実施計画と結果の公表について 定期的な公表が必要である。参与会議専属の研究団体の研究成果の発表、活用について、公表する。委員はそれぞれの知見を適宜公表する。</p> <p>(3) 各省庁の施策の公表について 各省庁は、白書などの定期刊行物による公表は既に実施されているが、今後、海洋基本法関連の施策の公表を定期的に実施したり、事案により、随時公表し、国民に知らせることが重要である。 関係省庁との合同発表や、海の日に関連した発表など、公表について一層の工夫を図り、総合的、計画的な施策の効果の向上に資するよう努める。</p> <p>(4) 自治体、企業、一般国民の実施した活動の公表について 自治体、企業、一般国民の実施する活動の事前の周知や、結果の公表については、積極的に実施することが重要である。国はそのためのガイドラインの作成や資金の支援活動を行う必要がある。 自治体は、企業や団体、NPOなどの一般国民が行う活動の公表について支援する。 企業や団体、NPOなどの一般国民は、活動の公表について、互いに協力して、総合的、計画的な活動の公表に努める。</p>	<p>情報の公表に関する具体的なお提言として、今後の参考とさせていただきます。</p>
323			<p>人工海底山脈事業が実現出来るような法整備をお願いいたします。</p>	<p>法整備等については、施策実現の手段を選択する中で必要性を含め検討されるものと考えています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
324			<p>人材育成にあたって「教育機関の相互連携」を盛り込むとともに、その具体的な推進施策が必要である。海洋立国を支えるべき人材育成の重要性は、「原案」のなかで繰り返し言及されていることを見ても明らかである。具体的には、「原案」の第1部「3 科学的知見の充実」及び「4 海洋産業の健全な発展」、第2部では「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」及び「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」に盛り込まれたものとなっている。これらは海洋立国を目指す海洋基本計画の策定にあたって大いに評価できるものである。</p> <p>「原案」に述べられる人材育成は、以下の2点に焦点が当てられていると言える。一つは、研究分野におけるトップリーダーとも言える優れた研究者、技術者及び研究支援者の育成である。これは、海洋立国として海洋科学技術の水準を高め発展させていくことを目標とし、最先端の研究分野での整備を必要とするものである。</p> <p>二つめは、海洋産業に従事していく人材の育成であり、そのために海洋産業に関する実践的教育を推進していく必要性が強調されている。特に学校教育との関連では、「実践的な専門教育」(海洋の総合的管理)、「実践的な人材育成を行う産業界と連携したカリキュラム」(海洋科学技術に関する研究開発の推進等)、「海洋産業に関する実践的な専門教育」(海洋産業の振興及び国際競争力の推進等)といった表現が見られ、教育機関と産業界との連携が強調されている。このことは、海洋基本計画の実施にあたり実践的教育の重要性を明確化したこととして評価できる。</p> <p>さらに重要なこととして、「原案」の「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」の「(3) 新たな海洋立国を支える人材の育成」において、海洋立国を支える人材を定義していることをあげておきたい。すなわち、専門に特化した人材のみならず、多岐にわたる分野に総合的な視点を有し幅広い知識と能力を有する人材が必要であるとの指摘がなされていることである。こうした学際性を備えた人材育成の方向性は、重要な意味を有しており、そのために「大学等において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図る」との指摘があることも大いに評価される。しかしながら、大学等の高等教育機関における海洋に関する研究及び教育の今日の現状は、こうした「原案」に盛り込まれた内容を果たしていくうえで十分な条件が整っているとは言えない。海洋に関する授業をカリキュラムにもつ学士課程(学部教育)も少なく、学際的な海洋教育を行っている高等教育機関については、極めて少ないのが現実である。国立大学、私立大学を含めて水産系、工学系、理学系学部の一部に海洋を標榜する学科、専攻あるいは講座が見られるに留まっている。こうした状況では、「原案」において示されるような「学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実」を図っていくことは困難である。そこで、まずは現存する教育機関の間で連携を図り、その教育基盤を整備していくことが必要であると考えられる。東海大学海洋学部としては、現在個別に研究・教育に従事している海洋に関する高等教育機関(大学、大学院、研究組織)の様々な部局(学部、学科、専攻等)を連合するコンソーシアム(「海洋教育コンソーシアム」)を設立し、教育・研究の推進を効率化すべく、しかるべき高等教育機関の連合体による拠点化を提唱している(詳細は、http://www.scc.u-tokai.ac.jp/)。一機関を超えたこうしたコンソーシアム創設による多様な拠点化構想である。このような観点から、海洋立国日本を将来支える人材の育成を迅速且つ強力に推進するためにも、人材育成にあたっては研究機関と産業界との連携のみならず、「大学等において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図る」ために「高等教育機関の連携」を基本計画にもとづいて実際に具体的に推進していくことが極めて重要であり、また必要であると考えられる。</p>	<p>海洋に関する教育及び研究の推進にあたっては、大学をはじめとする関係機関間の連携の強化が重要な課題です。</p> <p>このため、第2部7(4)において、地方公共団体、産業界、金融界等幅広い関係機関と学界との連携協力の必要性について記述しており、これを促進するための場の創出について取組んでいくこととしております。また、第2部(3)ウにおいても、生きたネットワークの構築についての取組について記述しています。このような取組を通じ、大学間連携についても一層発展していくことが期待されます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
325	第3部 2		<p>関係者の責務及び相互の連携・協力で「教育機関相互の主体的取組」を盛り込むとともに、そうした自覚を促す施策が必要である</p> <p>海洋立国の実現に向けて海洋に関する国民の関心を高めていくことは、時流に左右されることなく長期的な展望のもとでの取組が必要となろう。「原案」では第2部の「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」で「(1) 海洋への関心を高める措置」において、国と地方公共団体、民間事業者との協力が、「(2) 次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進」では、学校教育と社会教育の充実が、さらに「(3) 新たな海洋立国を支える人材の育成」では大学等の高等教育機関の充実が盛り込まれている。これら「産・官・学」による取組は、海洋に関する人的裾野を広げる意味においても重要であり、その趣旨に賛成するものである。</p> <p>一方、「原案」の第3部「2 関係者の責務及び相互の連携・協力」においては、国、地方公共団体、海洋産業の事業者の相互連携と主体的取組の重要性が掲げられているに留まっている。</p> <p>第2部「12」では、講ずべき施策として教育界に言及しているのにも関わらず、第3部では施策の推進に向けて教育機関等の責務が言及されていない。本来ならば、第3部においても、第2部と同様に「産・官・学」の主体的取組と連携が強調されてしかるべきである。ところが我が国における海洋に関する教育機関の現状は、中等教育における水産高校などを除き高等教育機関である大学や研究機関等ではまだまだ未発達な状況である。そのことによって、施策の推進に教育界が主体的に関与していくことは現段階では困難であるという見方も成立する。</p> <p>しかしながら、こうした現状を打破していくためにも、積極的に教育機関相互の連携を促し、数少ないとはいえ大学等などの海洋に関する研究教育機関が一体となり主体的に施策の推進にむけて取り組んでいかなければならないことを触れておくべきであり、教育機関としての自覚を促すよう取り組むことが必要であると考えます。</p> <p>海洋に関する研究と教育を行う高等教育機関の一部では、既に公民館、図書館、博物館等の社会教育施設へ出張講義を提供し、そこからの職員の研修を受入れたり、また水産高校に対しても、高大連携プログラムを実施するなどの協力関係を設立しているものもある。教育機関と地方公共団体、海洋産業界とが一体となり国民が海を実感できる体制の確立が必要である。関係者とは誰なのか。教育機関の存在を抜きにすることはできないであろう。</p>	<p>海洋に関する教育及び研究の推進にあたっては、大学をはじめとする関係機関間の連携の強化が重要な課題です。</p> <p>このため、第2部7(4)において、地方公共団体、産業界、金融界等幅広い関係機関と学界との連携協力の必要性について記述しており、これを促進するための場の創出について取組んでいくこととしております。また、第2部7(3)ウにおいても、生きたネットワークの構築についての取組について記述しています。このような取組を通じ、大学間連携についても一層発展していくことが期待されます。</p>
326	第2部 4	22~24	<p>22~24頁「4. 海上輸送の確保」</p> <p>冒頭で「港湾の国際競争力の強化」の必要性を謳っているが、(3)「海上輸送拠点の整備」の項目における港湾のコスト競争力強化関連の重要項目として、数年来の課題である水先制度改革があり、先の立法趣旨に則り港湾の国際競争力の強化に向けた市場原理が機能するための取組をさらに促していただくことを織り込んでいただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
327	第1部 1	6~7	<p>原案：6~7頁「1. 海上の開発及び海洋環境の保全との調和」の最終段 「また、世界的な経済発展に伴い・・・・・・国際海運における船舶の二酸化炭素排出削減等の新たな課題に対して国際社会の中で先導的な役割を果たすために、技術開発も含め、積極的に取り組む必要がある。」</p> <p>国際社会の中での先導的な役割を果たすためには産・学・官の相互連携・協力が不可欠であり、かかる各分野における取組を進めるに際して、官から産への十分な情報提供や事前協議等の機会提供等まいっそう確保していただくよう要望したい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
328	第2部 4	23	<p>原案：23頁「(2) 船員等の育成・確保」</p> <p>末尾に以下一文を挿入したい。 「一方、世界的な船員不足に直面する国際環境に対応するため、日本籍船に乗り組む外国海技資格受有者に対する承認制度等のさらなる拡充・強化を図り、総合的な船員等の育成・確保に基づく日本商船隊の国際競争力の強化を目指す。」</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
329			<p>海洋調査は、海上保安庁、気象庁、大学等でも、それぞれの目的に従い、そして互いに連携しながら行われている。しかし、我が国周辺海域における海の流れから生物生産・資源生物までの海洋生態系全般にわたる調査は都道府県及び(独)水産研究所の調査船によって組織的且つ体系的に実施されてきた。このような水産関係の海洋や資源のモニタリング調査は、世界でも類を見ない体制で行われており、「我が国の水産物の安定供給」「水産業の健全な発展」に寄与してきた。</p> <p>しかし、各県の財政状況の悪化、燃油の高騰等により、調査体制の維持が困難になってきており、一部では既に、調査体制からの撤退、調査の縮小を余儀なくされている。</p> <p>このような海洋調査について、海洋基本法で「国の責務として海洋調査の体制整備に努める」と謳っているのだから、基本計画「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的且つ計画的に講ずべき施策」に、海洋調査の全体的な体制の概要と国及び都道府県の役割分担、そして、調査体制の維持に必要な都道府県の調査船及び海洋調査経費への支援を国の責務として明示していただきたい。</p>	<p>海洋基本計画は、政府における取組を記述するものですので、地方公共団体における取組の内容を記述することは適当ではありません。しかしながら、例えば地方公共団体等において取組まれている様々な取組や、調査等の結果により得られている各種情報については大変重要なものであるという認識に立っており、海洋産業の発展や科学的知見の充実等の観点から、国、地方公共団体間の連携を強化することは重要な視点であると考えます。</p> <p>このため、第2部において、海洋に関する情報の一元的管理・提供にあたっては、地方公共団体との連携の視点を明確化するとともに、地方公共団体も含め関係機関の連携強化について取組んでいくこととしています。</p>
330			<p>「海洋環境保全計画を08年度につくる」を明記していただき、具体的なアクションプラン策定を期待します。</p>	<p>海洋環境の保全等に係る施策については、本基本計画の第2部2を中心に、本基本計画においても具体的に記述しています。</p>
331			<p>ご承知のとおり、沿岸域の良好な漁場を支え、海岸域への砂の供給など、海洋、特に沿岸域は河川や陸域の生態系と密接に関わりあっています。河口域特に汽水域は海洋とのつながりがあってこそ、絶妙なバランスが保たれています。今日、生物の多様性という観点からも注目されている汽水域を位置づけ、『汽水域と海洋とのつながり』を考慮していただきたいと切望します。</p> <p>他省庁や多部署また、民間団体や市民との連携をはかることも加えていただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘の点については、第2部9「沿岸域の総合的管理」(3)の中で、「適切な範囲の陸域及び海域を対象として、」としており、必要に応じ、汽水域も対象に入りうると考えています。また、「その際、地方公共団体や海洋に関連する各種施設の管理者以外にも、日常的な活動等を通じて有用な情報や知見を有する主体が存在する場合には、それらの参加を得て、情報の共有、連携を図ることが有効である。」としていっているところです。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
332	第1部 4	11	p. 11 上から10行目に追加 さらに、海洋レクリエーションの振興のため、マリーナ等海洋レジャー関連産業の活性化と経営基盤の強化を図る必要がある。	海洋に関する産業は、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、多岐にわたる産業群がこれに該当しており、重要でない産業は存在しないと考えます。 その上で、海洋基本計画においては、多岐にわたる個別産業を具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な産業について、その方向性、具体的施策について列挙しているものです。 ご指摘の海洋レジャーについても、第1部4において、地域活性化の視点から記述していますのでご参照ください。
333	第2部 9	35	p. 35 (2) 沿岸域における利用調整 の上から6行目に追加 また、港湾、河川等の水域には多数のプレジャーボート等小型船舶が放置され、水域の適正利用に支障をきたすとともに、台風等の災害時には陸域に流出する等の被害を起し社会問題化している。	ご指摘の点は、第2部12(1)において、「…海洋に関するレクリエーションの普及のため、小型船舶等の係留施設の整備、沿岸域における海面の利用調整ルールづくり等を推進する。なお、海洋に関するレクリエーションの普及に当たっては、遊漁者やプレジャーボート利用者等への安全管理や海洋の利用に当たっての環境保護意識の啓発等の取り組みを推進する。」と記述しています。
334	第2部 9	35	p. 35 (2) 沿岸域における利用調整 上から7行目に挿入(下線部) ・・・・地域の実態も考慮した <u>放置艇対策</u> 及び海面の・・・・	ご指摘の点は、第2部12(1)において、「…海洋に関するレクリエーションの普及のため、小型船舶等の係留施設の整備、沿岸域における海面の利用調整ルールづくり等を推進する。なお、海洋に関するレクリエーションの普及に当たっては、遊漁者やプレジャーボート利用者等への安全管理や海洋の利用に当たっての環境保護意識の啓発等の取り組みを推進する。」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
335	第2部 12	40	p.40 (1) 海洋への関心を高める措置 の下から2行目に挿入 (下線部) 通じて、 <u>プレジャーボートや練習船等への</u>	ご指摘の箇所はあくまでも例示であり、様々な取組が創意工夫をもって取組まれることが期待される場所です。また、海洋基本計画は国の取組について記述する性格のものであり、国はプレジャーボートを有していないことから原案どおりとしたいと考えます。
336	第2部 12	41	p.41 (1) 海洋への関心を高める措置 の上から5行目 (修正) ..活かした <u>地域振興</u>を..活かした <u>都市や地方振興</u>	地域振興という用語の概念は都市も含まれますし、特に誤解は生じないと考えますので、原案どおりとしたいと考えます。
337	第2部 12	41	p.41 の上から6行目 (削除) ..管理している <u>海岸線</u> を..を..管理している <u>海岸</u> を..	ご意見どおり修正します。
338	第2部 12	41	p.41 の上から7行目 (追加) ..、 <u>小型船舶等のためのマリーナや係留施設の</u>	「マリーナ」は、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする施設の総称と理解します。その上で、海洋基本計画では「小型船舶等のための係留施設整備」に取組むことを明確にしております。
339	第2部 12	41	p.41 (2) 次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進 の上から6行目 (挿入) また、 <u>マリーナや漁村等における</u>	青少年をはじめとする国民が、様々な機会をとらえて海を体験していくことは重要です。このため、様々な機会をとらえて体験活動の機会を設けていくこととしております。このような趣旨から、特定の分野における特定の施設に係る例示については、詳細に記述しないこととしております。
340	第2部 4	22	「(1) 外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保」(p.22)に関連して、交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申を踏まえ、日本籍船および日本人船員の必要規模、450隻・5,500人を数値目標として追加記載すること。	ご意見にある数値は、一定の仮定に基づいた試算値であるため明記しておりませんが、それに基づいた政策目標値と具体的施策を明記しております。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
341	第2部 4	23	「(2) 船員等の育成・確保」(p. 23)に関連して、交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会答申を踏まえ、内航船員の今後の需給動向として、5年後に1,900人、10年後に4,500人の不足が予測されることを追加記載すること。	内航船員の育成・確保に関する具体的な施策を記載しております。なお、ご意見にある数値は、一定の仮定に基づいた予測値であるため明記しておりません。
342	第2部 4	23	「(2) 船員等の育成・確保」(p. 23)に関連して、 ①船員を集め、育て、キャリアアップを図り、陸上海技者への転身を支援することを優秀な日本人船員(海技者)の確保・育成のための中心的な施策としている交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会答申の趣旨に鑑み、船員のキャリア形成に資するよう海上の資格を陸上で生かせる取扱いとすること、 ②商船高専の統合問題が検討されている現状に留意し、船員の計画的な育成を実現させるための基本的な要件の一つとして、船員教育機関の定員確保を含め船員養成・供給能力を維持・拡充すること、の必要性について追加記載すること。	ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
343			海洋生物多様性の明記 海洋環境の保全に関係する全ての文脈において、海洋環境の保全の前提が、海洋生物多様性の確保と保全にあることの明記を要望します。特に生物多様性の保全なしには持続可能な海洋産業が成り立たないことから、海洋産業を推進する前提としても明記してください。	「海洋生物多様性の確保と保全」については、「海洋環境の保全」に含まれます。
344			海洋環境影響評価の必要性の明記 海洋産業の健全な発展に関係する全ての文脈において、その産業の基盤となる海洋環境の保護・保全のあり方として、計画段階での環境影響評価や開発・利用などの総合的な環境影響評価の、手法の開発及び実施の必要性を明記してください。	第1部の柱の一つとして、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全と調和を図ることを明記しており、とりわけ海洋における資源採取に当たっては「海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれもある。このため、環境に与える影響を事前に評価し影響をできる限り軽減する技術も含め、将来の商業化に向けた技術開発プログラムを策定するとともに、その達成に向けた国、研究機関、民間企業等の連携体制を構築し、着実な進展を図る必要がある」ことを明記しています。また、第2部1(2)イ及びウにおいて、メタンハイドレート並びに海底熱水鉱床及びコバルトリッチクラストの「開発に伴う環境への影響の評価技術の確立」を計画的に推進することを記述しています。ご指摘の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
345			<p>横断的・複合的調査の必要性の明記</p> <p>これまでの海洋調査のほとんどは単独で行われていますが、生物種単体としてではなく生物多様性や生態系を全体的に保全するには、様々な海洋調査の関連性を重要視する必要があります。調査の計画から実施までを横断的・複合的に行う必要がある旨を明記してください。</p>	<p>ご指摘の点については、第2部6(3)において、海洋に係る必要な基礎情報の収集及び一元的管理を図る旨を記載しています。</p>
346			<p>海洋保護区のネットワークの明記</p> <p>沿岸漁業の再生に繋がる生物多様性及び生態系を保護・保全するには、適所に海洋保護区を設けるだけでなく、それぞれを相乗効果を生むネットワークで結ぶ必要があります。海洋保護区とそのネットワークの構築と規模拡大を、重要な柱とすることを明記するよう要望します。</p>	<p>海洋保護区による生物多様性の確保に係る施策の推進については、本基本計画が5年後を見通して記述されていることを踏まえ、まず我が国の海洋保護区のあり方についての検討及びその設定の適切な推進を実施するところから始めるべきと考えます。</p> <p>なお、サンゴ礁については「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の東京総会（平成19年4月）での決議も踏まえ、アジア・オセアニア地域における保護のネットワーク形成を推進」することを記述しています。</p> <p>・ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
347			<p>調査・情報共有・管理への市民参加の明記 国民全体の海洋に関する理解や関心の増進のため、また「陸域からの汚濁負荷の低減」「発生源対策を含めた漂流・漂着ゴミ問題」「保護区の特定等新たな海洋環境や生態系管理手法」などの海洋の総合的管理を行うため、市民全体が海洋調査・情報共有・管理に参加する旨の明記を要望します。</p>	<p>調査等への市民参加については、第2部12において「新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心を持ち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築していくことが必要である」こと、また海洋に関する国民の関心を高めるための取組として「持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組等を含め、海洋に関して講じた様々な施策に関する情報」をわかりやすく発信すること等を記述しています。</p> <p>また、第3部2においては、海洋環境の管理を含めた「海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、関係者による取組が促進されるよう、国民や他の関係者の意見の施策への反映等に努める」ことを記述しています。</p> <p>なお、漂流・漂着ゴミ対策については、「NGO・民間企業等の参加の下での国際連携の強化、関係国間の政策対話、国民への情報提供及び普及啓発等」を促進することを第2部2において記述しています。</p> <p>ご指摘の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
348			<p>海洋環境保護・保全における国際協調の明記 複数の海洋保護区はそれぞれがネットワークさせることが重要です。海棲生物は排他的経済水域を越えて回遊するものも多く存在することから、このネットワークは国内に限定すべきではありません。したがって海洋環境保護・保全における国際協調に関する事項に、「公海における海洋保護区の設定にも積極的に取り組んでいく」旨を明記するよう要望します。</p>	<p>海洋保護区による生物多様性の確保に係る施策の推進については、本基本計画が5年後を見通して記述されていることを踏まえ、まず我が国の海洋保護区のあり方についての検討及びその設定の適切な推進を実施するところから始めるべきと考えます。</p> <p>なお、サンゴ礁については、第2部2(1)において、「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の東京総会（平成19年4月）での決議も踏まえ、アジア・オセアニア地域における保護のネットワーク形成を推進」することを記述しています。</p> <p>ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
349	総論		<p>総論全体が大変に格調高くとりまとめられている点を高く評価する。とりわけ、「(1) 海洋と我々の関わり」は格調高く、(3) の政策目標、計画期間の設定も適切なものとする。</p> <p>しかし、「(2) わが国の海洋政策推進体制」の記述には、今日の世界各国の海洋政策の動向に鑑みて、わが国が海洋先進各国と同様の「総合的」管理に向かう姿勢の積極的提示に欠けるとの印象を否めない。それが後述するように、第1部および第2部9節の叙述に影響を与えていると考えるので、その点についていささか述べたい。</p> <p>「場」の利用の政策は存在したが、「場」を管理する立場でその利用の在り方をいかにすべきかという視点での政策に欠けた、との表現は難解である。海域の利用活動に関する政策は存在したが、さまざまな利用の最終的な影響が集約される場である海の状況との関係で、利用活動に対する政策にフィードバックをかける視点に欠けた、という意味であろうと推測して、以後の議論を継続する。</p> <p>その場合、新たな「場」を管理する立場から利用の在り方に及ぶ視点が必要となる原因の分析である。「様々な海洋利用活動が輻輳してきたこと」以下の現状の記述に、これらの輻輳する海洋利用活動が、相互に影響しあう影響の多様性の認識、ないしは叙述が必要であるがそれがなされていないと考える。単に物理的に混雑するという意味での利用活動の輻輳が第一に指摘されているが、それはそれで当然の指摘であり、妥当な指摘でもある。また、その後列挙される現状の認識も妥当である。</p> <p>海上の利用関係は総論では特にそれ以上の分析はなく、後に、第1部「5 海洋の総合的管理」において「複数の利用者が同一の海洋空間を立体的、時間的に住み分けながら利用することの一般性が強調されるのみである。そのような傾向が強いことは海の特徴の認識として正しい。</p> <p>このような認識が第2部の9節の叙述にも影響している。しかし、海の利用は、陸上におけるある空間の利用が相互排他的な関係を強く持つ傾向があると同様の排他性を持つこともまれではない。わが国で歴史的に継続的に行われてきた海の利用の一形態である、公有水面の埋め立てがまさにその例なのである。公有水面の埋め立ては、第1部5で指摘されるような、立体的、時間的な住み分けを不可能にするものである。わが国の海洋利用を考える時に、この問題抜きに、海洋の利用とその相互調整の問題を語ることはできないように思われる。</p> <p>現在の海洋の利用をめぐる様々な意見の中で、漁業補償の現状、あるべき姿、機能に関して、漁業者の側からも、埋め立てによる海洋の陸域化を求める事業者の側からも、あるいは、完全な埋め立てではない利用に関して時間的、立体的な住み分けが可能な場合でも、漁業者と別種の利用を求める事業者の間で、見解を大きく異にする意見が存在し、その社会的な評価が定まっていない。それは、海洋の利用が時には排他性を持つことに起因する問題であり、そこに現在のわが国の各種の海洋利用者の多大な関心が寄せられていることは、否定しえない事実なのである。以上述べたことを要約すれば、総論の3頁の叙述において、海洋の利用が輻輳してきたという物理的な叙述に加えて、海洋の利用関係における相互の影響の多様性の指摘があるべきであり、それが第1部および第2部の具体的な叙述において、「総合的管理」の重要性の指摘と、それへのわが国の取り組みの提示につながるべきだということである。</p> <p>最後に海運活動と海洋環境保全のバランスについて言及したい。(3) 本計画における政策目標および計画期間の目標3で示されている安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献については、海運等の海事産業活動の安全性に言及する際に、産業活動に伴う環境負荷・環境攪乱を回避・提言することにも言及し、そのバランスを図るべきである。このことは、第2部、第3部で言及するパラスタ水対策の根拠となる。</p>	<p>「海洋の利用が輻輳してきたという物理的な叙述に加えて、海洋の利用関係における相互の影響の多様性の指摘があるべき」とのご指摘ですが、海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、全体として検討される必要があること、及び、故に海洋管理に取り組み以上は総合的かつ一体的に行われるべきことについては、基本法第6条（海洋の総合的管理）において規定されており、自明であると考えます。従って本計画では、海洋利用の輻輳化等海洋管理に取り組む必要性が生じた経緯について、ご指摘の箇所記述しているものであることをご理解願います。なお、目標3に環境負荷低減についての言及がないのご指摘につきましては、目標2の「利用に際し必要となる海洋環境保全対策」が該当すると考えます。</p>